

震災編 第 4 章 震災復旧・復興計画

第 1 節 震災復旧事業の実施

震災復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の現状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し早期復旧を目標に事業を実施する。

震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い計画的な復興事業を推進する。

第 1. 震災復旧事業計画の作成

【実施内容】

1. 事業計画の作成方針の検討

- ① 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ迅速な現状復旧を目指すか、又は、さらに災害に強い町土作り等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。
- ② 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興にあらゆる場・組織に女性の参画を推進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2. 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。

第 2. 震災復旧事業の実施

【基本方針】

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により震災復旧の実施について責任を有する者が実施する。

地震災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため町、県、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとるものとする。

【実施内容】

1. 公共施設の復旧等

- ① 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- ② 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。
- ③ 地震災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- ④ ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を

明示するものとする。

- ⑤ 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- ⑥ 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。
- ⑦ 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- ⑧ 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

2. 震災復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ア. 河川
 - イ. 砂防設備
 - ウ. 林地荒廃防止施設
 - エ. 地すべり防止施設
 - オ. 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ. 道路
 - キ. 下水道
- ② 農林水産業施設災害復旧事業
 - ア. 農地災害復旧事業
 - イ. 農業用施設災害復旧事業
 - ウ. 林業用施設災害復旧事業
 - エ. 漁業用施設災害復旧事業
 - オ. 共同利用施設災害復旧事業
- ③ 上・下水道災害復旧事業
- ④ 社会福祉施設災害復旧事業
- ⑤ 公立学校施設災害復旧事業
- ⑥ 公営住宅災害復旧事業
- ⑦ 公立医療施設災害復旧事業
- ⑧ 公共建築物災害復旧事業
- ⑨ その他の災害復旧事業

第3. 震災復興計画の作成

【実施内容】

1. 復興計画の作成

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため町及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

2. 防災まちづくり

- ① 必要に応じ、町及び県は再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず「将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

- ② 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復校とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。
- ③ 県及び町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- ④ 県及び町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

第2節 生活再建等支援対策の実施

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるように、町は防災関係機関と協力し必要とされる援助を迅速かつ的確に行うことが必要である。

町は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策等により被災者の自主的生活再建の支援を行う。

これらを含む各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明の交付を速やかに実施しなければならない。

又、災害に伴う被災者の相談窓口を設置し、不安の解消を図る。

第1. り災証明書の発行

【基本方針】

災害により被害を受けた住民が、速やかに適切に生活安定のための措置を受けられるようにするにはり災証明の発行が不可欠である。そのため、災害救助法の適用対象となった被災世帯の被災状況についての台帳を作成し、これに基づき被災者の請求に応じてり災証明を発行する。

【実施内容】

1. り災台帳の作成

① 災害救助法の適用認定された被災世帯についての被災状況の台帳を作成する。

なお、り災台帳の記載については、被災状況と記載する内容とに食い違いを生じないように被災者に確認を求め正確を期するものとする。

② 被災者の求めに応じて、事後明らかになった被災について、り災台帳の記載内容の修正を行うものとする。

2. 仮り災証明書の発行

被害状況の確認ができないときは、取りあえず本人の申し出により、別に掲げる様式による「仮り災証明書」を発行する。

3. り災台帳の記載内容

① 被災状況

② 被災世帯にかかわる緊急措置の状況

③ り災証明の発行状況

4. り災証明書の発行

被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申し出により様式による「り災証明書」を、仮り災証明書を発行した者については、り災台帳に記載されている者に限り、申し出によりり災証明書に切り替え発行する。

第2. 被災者の生活の確保とメンタルケア

【基本方針】

災害により被害を受けた住民が再起自立更生できるよう、被災による離職者に対する職業の斡旋、失業給付に関する特例措置や被災者に対する災害弔慰金及び災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行い、被災者の自主的生活再建の支援を行う。

【実施内容】**1. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護金の貸付**

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

又、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を実施する。

2. 公営住宅の建設

災害により住居を滅失、又は焼失した低所得者のり災者に対する住宅対策として、町は必要に応じて公営住宅を建設し住居の確保を図る。

3. 生活保護

り災者の恒久的生活確保の一環として、町及び県は、概ね次の措置を講ずる。

- ① 生活保護法に基づく保護の要件を具備したり災者に対しては、その困窮の程度に応じ、最低生活を保障して生活の確保を図る。
- ② 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助の適用対象となった場合において、県は規定額の範囲内で補修費等住宅維持費を支給する。

4. 資金の貸付等

町は、り災者のうち要件に該当する者に対して、災害援護資金、生活福祉資金、その他の融資等について斡旋指導を行うものとする。

- | | |
|----------|----------|
| ① 生活福祉資金 | ② 母子福祉資金 |
| ③ 寡婦福祉資金 | ④ 災害援護資金 |

5. 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

- ① 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- ② 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

6. 雇用の安定

町は被災者相談窓口を開設し、県と密接な連携のもと被災者支援を行う。

① 保護対策

ア. 通院していた医療機関が倒壊等の被害に遭い治療が受けられなくなった労働者、賃金が支払われない又は解雇された労働者、及び事業活動の停止により賃金、労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

イ. 危険物・有害物の漏洩のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場整備の運転の再開時における安全措置について監督指導を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

ウ. 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導を実施し、安全衛生の確保に努める。

エ. 一般被災者の医療対策について必要があると認められるときは、医療機関等に対し医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

オ. 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

② 職業斡旋等

ア．災害による事業の閉鎖、又は事業活動の縮小等により失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業をはじめ他県の企業に働きかけ希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ．災害者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、特別相談窓口を各公共職業安定所に設置する。

7. 町税の減免

災害により被害を受けた個人の町・県民税及び固定資産税の納税義務者に対して、町税の減免並びに納期限の延長及び徴収を猶予し、被災者の生活の安定と早期立直りに努める。

8. 被災者へのメンタルケア

災害によって心が深く傷ついた心理状態（心的外傷後ストレス症候群：PTSD）を癒し、又は症状を軽減するための対策を講じる。

① PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）症状の理解

この症状は、単に寝つけない、いらいらするといったものから無力感や疲労感だけでなく、頭痛、めまい、吐き気、生理不順といった具体的な身体の変調をもたらすものであり、被災後すぐに症状が現れる人から半年経ってから現れてくる人もいる。

具体的には、次のような症状が1ヵ月以上も続く状態である。

ア．災害の光景が忘れられない。

イ．何事にも無関心でいようとする。

ウ．過度の生理的緊張状態が持続する。

② 被災者個人の対策

ア．被災者はだれもが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないということ認識する。

イ．だれでも無関心や無感動になることを自覚し、そうした気持ちを否定しない。

ウ．できるだけ活動的にしている。

エ．現実から逃げない。

オ．どういう災害であったかを本気になって考える。

カ．善意を素直に受け入れる。

キ．一人になれる時間をもつ。

③ 行政の対応

ア．各種情報を提供するため、住民向け講演会を実施する。

イ．専門家による指定避難所及び家庭訪問による巡回相談を実施する。

ウ．専門家による相談電話（フリーダイヤル）の設置

第3. 被災者の相談窓口の設置

【基本方針】

被災者の総合相談窓口である被災住民相談所を早期に開設し、不安の解消を図るとともに、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

なるべく早期に被災者からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させる。又、相談窓口で、被災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが1回で済むように、国、県及び行政以外のライフライン関係者を交えたスタッフ体制をとる。

【実施内容】

1. 被災住民相談所の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、目安として指定避難所が開設した時から3～4日後に災害相談窓口を開設する。

なお、指定避難所が多数の場合は、自動車による巡回相談の形式をとる。

2. 相談内容の充実強化

被災者からの要望を「聞きっぱなし」に終わらせることのないよう、相談体制の充実強化を図る。

① 相談内容

- | | |
|------------|-------------------|
| ア. 応急住宅の斡旋 | イ. 各ライフラインの復旧の見通し |
| ウ. 各種法律相談 | エ. 建物応急危険度判定の手続き |
| オ. 医療相談 | カ. 各種融資資金の相談 |

② 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、県と連携し専門家を派遣してもらい、相談スタッフの充実を図る。

又、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらえるような体制をとるものとする。

◇ 被災住民相談所の例

り 災 者 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		☐ 応急住宅の斡旋 ☐ 各ライフラインの復旧の見通し ☐ 各種法律相談 ☐ 建物応急危険度判定の手続き ☐ 医療相談 ☐ 各種融資資金の相談 ☐ その他
--	--	--

第4. 義援金、義援品の受付、配分

【基本方針】

災害時には、国内、国外から多くの善意の救援物資や義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配布するものとする。

【実施内容】

1. 受入れ体制の確立

① 国内からの救援物資、義援金の受入れ

ア. 受付窓口の設置等

町は、救援物資及び義援金の受付窓口を設置し、直接町が受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

イ. 被災地のニーズの把握及び公表

町は、県と連携し救援物資について受入れを希望するもの、及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等に要請して公表するものとする。

又、現地の需給状況を勘案し同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、救援物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付等の方法により食糧、医薬品、生活必需品等ごとに物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

ウ. 問い合わせ窓口の設置

町は、周辺市町村が被災したときは、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報などを行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

エ. 保管場所の確保

a. 救援物資

町は、大量の救援物資が送られてくことを想定し、適切な一時保管場所や指定避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

b. 町及び県、日本赤十字社島根県支部は、義援金専用の預貯金口座を設け払出しまでの間預貯金を保管する。

② 海外からの救援物資、義援金の受入れ

町及び県は、海外からの救援物資、義援金については、国を通して受入れるものとする。

国が受入れを決定した場合は、前記①に準じて速やかに対応するものとする。

2. 救援物資及び義援金の配分

① 救援物資の配分

町及び県は、相互の連携のもとに指定避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないよう各避難所はニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

② 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、町、県、日本赤十字社島根県支部等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

第5. 民間施設等の災害復旧の助成

【基本方針】

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等について斡旋及び指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資の斡旋等被災者の生活確保の措置を講じ、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

【実施内容】

1. 住宅金融支援機構資金の斡旋

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

① 災害復興住宅資金

町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅融資の適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して災害復興資金の借入の促進を図る。

この場合、資金の融通を早くするため、町においては、り災者が機構に対して負うべき債務の保証等必要な措置を講ずるよう努める。

② 地すべり関連住宅資金

町は、地すべり等防止法第24条の規定による、関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資の斡旋について、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

2. 農林漁業制度金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）、農林漁業金融公庫法に基づき次の措置を講ずる。

- ① J A、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫が、被害農林業者又は被害組合に対して経営資金の融資を行うよう要請するとともにその指導を行う。
- ② 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）による経営資金の融資措置を、関係機関に要請するとともに利子補給及び損失補償を実施する。
- ③ 天災資金の融資条件が優遇される、天災資金に基づく特別被害地域を指定できる県、及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特例措置の適用県の指定を受けるための必要な措置を行う。
- ④ 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金等の融資について、関係機関に要請するとともにその指導を行う。
- ⑤ 被害農林漁業者及び被害組合に対し、既貸付金（近代化資金等）の償還猶予措置等の実施を関係機関に要請するとともにその指導を行う。
- ⑥ 被害農林漁業者に対し、県の農業経営資金（災害資金）等の周知を行う。

3. 中小企業融資の確保

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の融資及び信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われるよう町は、県及び関係金融機関に斡旋及び要請等の措置を講ずる。

第6. 被災者生活再建支援法に基づく支援

【基本方針】

町のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「法」という。）」に基づいて全国の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

町は自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、その自立した生活の開始を迅速かつ確実に支援するために支援金を支給する。

被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

【実施内容】

1. 対象災害及び被災世帯

① 対象災害

法の対象となる災害のうち、風水害関連の自然災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等は含まれない。又、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊等した自然災害である必要がある。

ア. 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当するものを含む。）が発生した市町村における自然災害。

イ. 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害。

ウ. 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害。

エ. ア又はイの市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

オ. ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

カ. ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万未満に限る。）における自然災害。

※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

② 被災世帯

県は、①の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給する。

ア. その居住する住宅が全壊した世帯。

イ. その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ. 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。（以下、「長期避難」という。）

エ. その居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）。

オ．当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊」といい、イからエまでに掲げる世帯を除く。）

③ 支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合、各該当欄の3/4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程度	全 壊 (②アに該当)	解 体 (②イに該当)	長期避難 (②ウに該当)	大規模半壊 (②エに該当)	中規模半壊 (②オに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方法	建設・購入	補 修	賃 貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円～100万円	100万円～50万円	50万円～25万円

(注1) 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(注2) 加算支援金の支給額は、被害程度により異なる。

2. 支援金の支給

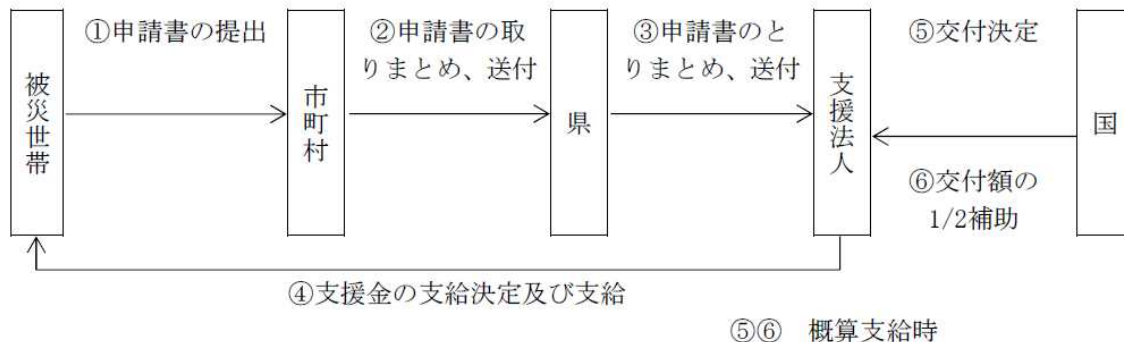
支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国、県、町等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。

町は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ(住宅被害の認定は町が行う。)県に送付する。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

図1 支給事務の流れ

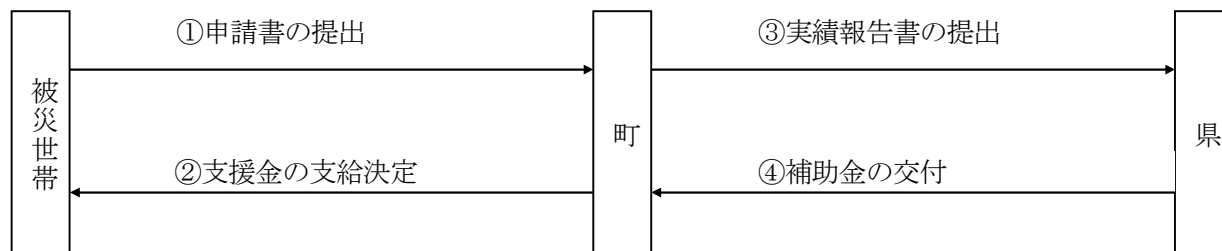


3. 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない世帯等に対し、市町村が支援金を支給する場合、県は「島根県被災者生活再建支援補助金要綱」に基づき、当該市町村に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。

(1) 支給事務の基本的な流れ

支給事務の基本的流れは以下に図示するとおりである。



(2) 支給内容及び支給額

支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金及び加算支援金）の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (1②アに該当)	解体 (1②イに該当)	長期避難 (1②ウに該当)	大規模半壊 (1②エに該当)	中規模半壊 (1②オに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

（注1）被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲とする。

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円～100万円	100万円	50万円～25万円

（注1）一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

（注2）加算支援金の支給額は、被害程度により異なる。また、被災した住宅の補修等に係る経費（以下「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。なお、被災者が被災者生活再建支援法に基づく支援を受けた場合、加算支援金から法に基づく支給額を差し引いた金額を上限額とする。

(3) 支給内容及び支給額（半壊及び準半壊）

支給額は、以下のとおりとなる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の被害程度	半壊	準半壊
支給額(注1)	100万円	40万円

（注1）実費が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

第3節 激甚災害の指定

【基本方針】

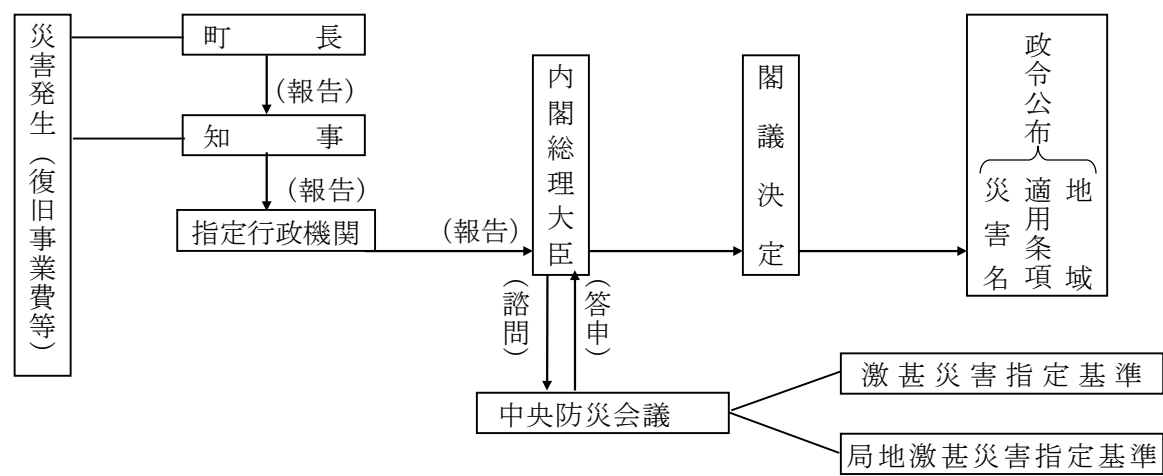
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における、国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるため、大規模災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

【実施内容】

1. 激甚災害指定手続き

町長は、大規模な災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査、把握し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して知事に査定事業費等を報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

2. 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。（平成21年3月10日最新改正、平成20年10月1日以降発生した災害に適用）

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% ----- B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ （1）一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ・・・の県が1以上 又は （2）県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ・・・の県が1以上

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円・・・の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 ＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ・・・の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 ＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ・・・の県が1以上 ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円・・・・・・の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数1割以上 ・・・・・・の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 ・・・・・・の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

3. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。（平成23年1月13日最新改正、平成22年1月1日以後に発生した災害に適用）

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $> \text{当該市町村の標準税収入} \times 50\%$ （査定事業費が1千万円未満のものを除く。） (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 $\text{当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額} > \text{当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 $\text{当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額} > \text{当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ $+ (\text{当該市町村の標準税収入} - 50\text{億円}) \times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $> \text{当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{＞ 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 $\text{＞ 当該市町村の漁業所得推定額} \times 10\%$ （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） $\text{＞ 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）} \times 1.5$ （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ （1）大火による災害にあつては、要復旧見込面積 $\text{＞} 300\text{ha}$ 又は （2）その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 $\text{＞ 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）} \times 25\%$
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期関等の特例	中小企業関係被害額 $\text{＞ 当該市町村の中小企業所得推定額} \times 10\%$ （被害額が1千万円のものを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

4. 特別財政援助等の申請手続き等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

5. 激甚法に定める事業及び関係部局

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	農 林 水 産 部
	2 公共土木施設災害関連事業	土 木 部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教 育 庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土 木 部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健 康 福 祉 部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障害者参加支援施設災害復旧事業	
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	
	10 婦人保護施設災害復旧事業	
第3条及び第19条	11 感染症指定医療機関災害復旧事業	
	12 感染症予防事業	
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	農 林 水 産 部
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	土 木 部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農 林 水 産 部
第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農 林 水 産 部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農 林 水 産 部 商 工 労 働 部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第11条の2	20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教 育 庁
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総 務 部
第20条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	健 康 福 祉 部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土 木 部
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	
第24条	29 小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	総 務 部 農 林 水 産 部 土 木 部 教 育 庁
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商 工 労 働 部